

発議第 9 号

広報広聴委員会の設置について

丹波市議会委員会条例(平成 16 年丹波市条例第 242 号)第 6 条の規定により、別紙のとおり広報広聴委員会を設置することについて、議会の議決を求めます。

令和 4 年 12 月 6 日提出

議会運営委員会  
委員長 小橋 昭彦

## 広報広聴委員会の設置について

### 1 設置の目的

丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）第24条に規定する広報広聴の充実を図るため、本委員会を設置するものである。

### 2 委員会の性格

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）第6条の規定に基づく特別委員会

### 3 委員会の名称

広報広聴委員会

### 4 委員の定数

7人

### 5 付託内容

議会の広報広聴に関すること

### 6 設置期間

令和4年12月6日から調査終了までの間

### 7 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。